

平成 30 年 10 月 25 日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
理事長 鈴木 尉久 殿

東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号  
株式会社 bitFlyer 法務部

### 申入書に対する回答

時下ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社が規定しております「ご利用規約」につき、平成 30 年 9 月 26 日付貴信にてご指摘のありました第 9 条第 4 項、第 13 条各項、第 14 条第 2 項に関し、以下のとおり、ご回答申し上げます。

当社「ご利用規約」第 9 条第 4 項、第 13 条各項、第 14 条第 2 項が、消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号及び同項第 3 号に違反するのご指摘についてですが、消費者契約法に基づき責任を負うべき場合についてまで、第 9 条第 4 項、第 13 条各項及び第 14 条第 2 項により、当社の責任を免除する意図はございません。

例えば、第 9 条第 1 項第 3 号や同 11 号は、不可抗力の場合や、法令、政策ならびに社会情勢の変化等によりサービス提供の継続が行えなくなったような場合には、当社は必ずしもサービスの提供を継続しない（サービスを提供する債務を負わない）という、当社の債務の範囲（そもそも債務が存在する範囲）を画したものに過ぎず、当社の債務が存在する場合について、債務不履行等の場合の損害賠償を制限する趣旨のものではございません。同様に、第 13 条第 10 項及び第 11 項なども、法令や税制変更の結果については自己責任であり、当社が責任を負うものではないという、当社債務の不存在を確認するものに過ぎません。

その他の規定についても、当社の基本的な権利（当社が講じることができる措置等）・義務（当社の責任と利用者の自己責任の部分など）の範囲を画したものに過ぎず、法令上許容されない範囲でかかる権利を行使することや責任を免除する趣旨ではありません。また、当社は、法令上許容されない範囲で損害賠償を負わない意図ではなく、当社「ご利用規約」第 14 条第 2 項においても、「本項その他当社の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず…」と定めて、そのことを明らかにしております。

したがって、ご指摘の条項については、消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号及び同項第 3 号に違反するものではないと考えております。

しかしながら、貴法人からのご指摘も踏まえて、下記のとおり、第 14 条を追記・修正し、消費者契約法により免責が認められない場合については、当社利用規約における免責条項は適用されない旨をより明確化させていただきます。なお、下記修正については、当社内で必要な社内手続を経たのちに、ご利用規約への反映をさせていただきます。

記

第 14 条 ※第 2 項なお書きを第 3 項とし、下線部分を修正

2 当社は、本サービスに関連して登録ユーザーが被った損害について、一切賠償の責任を負いません。

3 前項その他当社の損害賠償責任の一切を免責する規定は、消費者契約法その他法令で認められる範囲でのみ効力を有するものとします。なお、消費者契約法その他法令で当社の損害賠償責任の免責が認められない場合においても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去 1 ヶ月の期間に登録ユーザーから現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。

以上